

第46回佐賀県人権・同和教育研究大会
全体会 特集

8月8日(月)、佐賀市文化会館大ホールにて、第46回佐賀県人権・同和教育研究大会全体会を開催しました。猛暑の中、1100名を超す社会教育・学校教育関係者が集い、共に学びました。開会行事では、主催者挨拶や大会基調提案が行われ、その後、中央大学教授の池田賢市さんによる「人権の視点から立憲主義を考える」と題した講演がありました。ご自身の体験などを交えたわかりやすい話は、参加者からも好評を博しました。以下、講演要旨を掲載します。



佐同教だより

佐賀県人権・同和教育研究協議会

住所 佐賀市大和町大字川上 佐賀県教育センター 研究調査棟内
TEL 0952(62)6434 FAX 0952(62)6435

人権の視点から立憲主義を考える

講演要旨

○国家のイメージ

日本人がもつ「国家」のイメージは、外国人のそれとは大きくかけ離れている。例えば、イギリスの大学で「日本の国を図で表してください」と言われた日本人留学生の多くは、まず、日本地図(国土)を描く。しかし、なぜ地図などを描きだすのか、その行動は全く理解されない。立憲主義を前提とする国家観の図の特徴は、公と私に完全に分かれて描かれている点にある。私たちは、国や社会は自分たちでつくりあげていくものだ、という発想を基盤に、教育を考えていかなければならない。



しかしながら、先の日本人留学生のように、日本人が抱いている「国家」最初からあるもの、動かせない国土」のような考えは、国は自分たちがつくっているのだ、という意識が薄い。このように、日本で立憲主義が定着していない現状はなぜなのだろうか。日本国憲法第13条は「すべて国民は、個

人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と規定し、個人がどのような生活をするかの「自由」を保障している。これは、国家がその支配の根拠を、人々の生活についての内容的価値に置かないからこそ成立するものである。これは、近代立憲主義の大前提である。

ところが、日本においては、支配の妥当性を特定の価値内容に求めてきた。その具象が「教育勅語」だったのであり、その具象として「修身」があった。数年後に道德の教科化が予定されているが、道德は個人の良心の問題であり、また、生き方の問題であるから、そこに権力的に介入することはできないのである。しかし、この形式論がなかなか生活実感として定着しない。このことについて「健康問題」を例に考えてみる。

○健康と国家の関係

日本国憲法第25条は、その第一項で「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」とし、その権利を保障するために、続く第二項で「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会

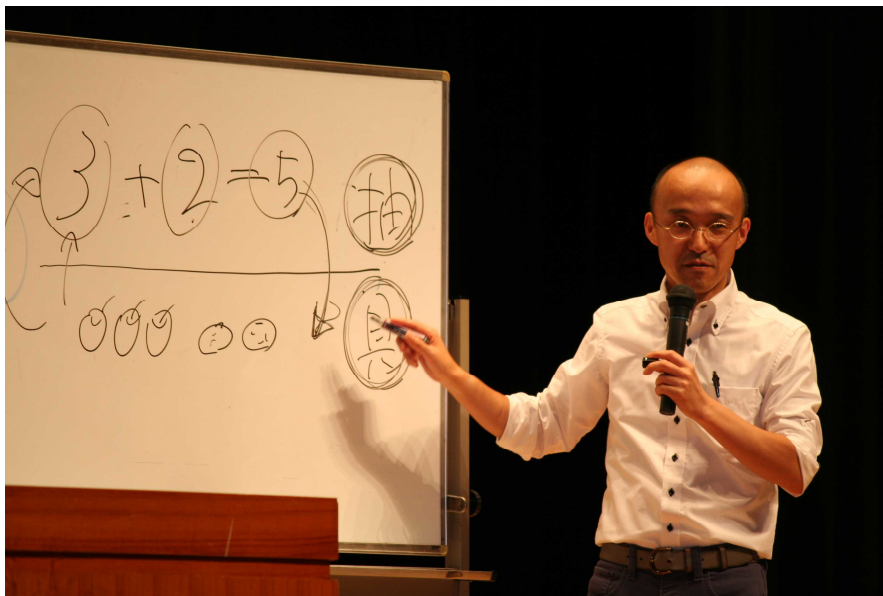
保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」と国の責任を規定している。

これは「生存権」の規定であり、立憲主義の考えをよく表している。

ところが、2002年の健康増進法は、第二条で「国民は、健康な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深め、生涯にわたって、自らの健康状態を自覚するとともに、健康の増進に努めなければならない。」とし、健康であることを「権利」から「義務（責務）」に変えてしまった。しかも、「生活習慣」を、俎上にのせることによって、病気になるのは本人の生活の仕方の問題があるからだという自己責任論で健康問題を位置付けようとしている。

例えば、健康増進法の第10条は、厚生労働大臣に、国民の身体の状況・栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにするための調査権を与え、また、その第16条で、国及び地方公共団体は、国民の生活習慣とがん、循環器病等との相関関係を明らかにするために、生活習慣病の発生の状況の把握に努めなければならないとしている。

このような「不健康」のあぶり出しが個人の生活の自由を脅かし、生活に規制をかけるようなシステムになったことに気づかず、自ら進んで「義務」としての「健康」に服していく心性は問題である。そのよう



な状況下では、健康至上主義が、一定の人々の身体状態についての偏見と差別をもたらすものだ、という反省的思考は育たない。康増進法によって、私たちの「からだ」は、国家の管理下に置かれてしまった。そして今、道徳の教科化によって、「こころ」が同じ道を歩もうとしている。

○人権の視点の必要性

道徳的判断は、きわめて具体的で個人的な性質をもつ。各人の生活のありよう、人間関係のありようと深く関連し、体系化できるといふ一般性をもつものではない。「優しさ」という点では同じであっても、それを表現する具体的な行動や言動は、その時々によって異なってくる。

さらに、道徳教育と人権教育には、課題設定の仕方において決定的な違いがあり、差別や人権侵害の問題解決には、人権教育の発想を基盤とせねばならず、個人の心の状態で解決される問題ではない。

私自身の経験であるが、自分は小学四年まで忘れ物の多い子であった。ある時、彫刻刀を忘れ、先生から「どうして覚えておかなかったのか」と叱られた。結果的には準備ができなかったのだが、実は、彫刻刀のことが気がかりで、一週間前からずっとそのことばかり考えていたのであった。

また、こんなこともあった。私の家では、父が字を書いているところを見たことはなく、母もまた、字を書くことは苦手であった。一人っ子の私は、わりと上手く書く方で、時には母から代筆を頼まれることもあった。そんなある日、学校で書道の授業中に、友人が丸めた半紙を私に投げってきた。

そこで私もそれを投げ返したところを、たまたま先生に見られてしまった。そして「たとえ字がきれいでも、心がきれいじゃないのはいけないわね。」とがめられた。その一言で、それ以来書道の授業が嫌いになり、わざと字をきたなく書くようになった。このような思い出もある。英語の宿題を広告用紙の裏を利用して書いたので、その紙の束をノートのようにして提出したことがあった。その時先生は「これでいいんだ。練習なんだからね。」とおっしゃった。その一言で、自分は「認められた」感覚になったのを今でも覚えている。「褒められる」のは、何かの基準に当てはめられる感じがするのだが、「認められる」ということは、子どもにとっては、まさに「救われる」ことだと思う。

人権・同和教育を実践するには、部落問題やLGBTについての「知識」ではなく「視点」が問題となる。事象を成り立たせている状況や、その子を取り巻く環境に視点を置くことが重要なのである。教師の一言は、子どもには大きく影響する。大人がどのような社会的認識をもって子どもと接するかは実に大切である。なぜならば、ひいてはそれらが、人権の視点の価値判断の基準となるからである



参加者アンケート (一部抜粋)

- 人権問題は「知識の問題ではなく、視点の問題」という話があった。ものの見方、大切な人からの一言は大きな影響力をもっている。
- 内容が難しいところがあったが、池田先生の体験の中で、「一言の重み」がすごく心に残った。

- 人権に対する自分の考えの甘さを知ることができた。
- ほめることより認めること、子どもができなかったらその子の社会背景を知ること、できない理由を考えることが大切であること・・・人権感覚を磨いていく大切さを学んだ。
- 講演では普段気づかなかった視点をたくさん教えていただいた。
- 「人権の視点で教育をつくっていく」ということはどういうことなのかを改めて考えさせる内容であった。
- 何のために学ぶのか、学んだことを生かす、学んだことをどうするのかは自分自身だという言葉が心に残った。
- 素晴らしい内容だったと思った。健康問題の自己責任論は、以前から違和感を感じていたが、今日、やっと気持ちの整理ができた。
- とてもわかりやすい話で、差別についての視点の整理ができた。
- 日常の中で、何気なくいつのまにか“普通”になっている諸事について、別の考え方や、見方をする新たな“視点”に気づかせてもらった。新鮮な感覚で、考え方、感じ方の枠を広げることにつながると思った。
- LGBTについては同感。いつも同じように考えている。

来年度(2017年度)研究大会のご案内

第47回佐賀県人権・同和教育研究大会

- 全体会 第44回九州地区人権・同和教育夏期講座(佐賀大会)開催のため中止
- 分科会 2017年10月27日(金)終日
伊万里市・有田町で開催

人権教育・啓発・まちづくりの取組をさらに広めていきましょう!